

4) 掛金の増額

1. 掛金の増額

この制度にご加入後、1年以上経過した被共済者については、当初加入口数と合計して30口を限度として掛金を増額することができます。

2. 増額の手続き

共済契約申込書に所定の事項を記入し共済会支部事務局へ送付してください。

※預金口座振替申込書は不要です。

3. 加入日（増口）

新規加入の場合と同様、3ヶ月毎にお取扱いいたします。申込み手続日によってつぎのとおり加入日が異なります。

※増額は新規加入後1年以上を経過する必要があります。

申込締切日 (共済会支部事務局 必着)	加入日（増口）
8月15日	10月1日
11月15日	1月1日
2月15日	4月1日
5月15日	7月1日

上記は標準日程です。

4. 被共済者名簿、被共済者証

- 増額手続きがおわると共済会支部事務局経由で「被共済者名簿」を送付いたします。
(送付日は加入月の月末頃)
「被共済者名簿」は販売店で保管してください。
- 「被共済者証」は自動発行いたしません。申請者のみ発行いたします。
*ただし、使用用途として「被共済者証」は被共済者にお渡しされる場合に限りです。
発行をご希望される方は、お取引の共済会支部事務局までご連絡をお願いいたします。